

# 重量物貨物の固縛運用に関する教育受講・遵守確認書

ANA 貨物事業室 御中

当社は、貴社より実施された「コンテナ予約貨物における重量物の固縛運用」に関する教育を受講し、下記内容について理解したことを確認するとともに、今後の貨物搬入に際しては、適切に対応することを認識し、これに基づき対応してまいります。

## 記

### 1. 受講内容（理解事項）

レ点チェック

- (1) コンテナ予約における重量物貨物（150kg 超）については、ULD 内での移動防止のため、適切な固縛、または隙間のない積付が必要であること。 ☐
- (2) 固縛は貨物とスキッド同士ではなく、ULD に対して確実に固定する必要があること。 ☐
- (3) 貨物の移動は全方向に対して防止することが前提であり、特に前方（扉側）への移動は重大リスクとなるため、確実に防止すること。 ☐
- (4) タイダウンベルト使用時は、適切な固縛（ラチェット操作・緩み防止）、および有効期限内のタイダウンベルトを使用すること。 ☐
- (5) 固縛実施時は、ULD タグへの表示（T×本数）、および所定の方法によるシステム登録を行うこと。 ☐
- (6) 当社は、コンテナ予約貨物の搬入にあたり、「Ready for Carriage」の状態で貨物を搬入すること。 ☐
- (7) 当社は、固縛が不十分と判断された場合には、貴社の指示に基づき、当社の責任において再固縛を実施すること。 ☐
- (8) 当社は、本教育により知り得た内容について、貴社の許可なく第三者へ開示しないこと。 ☐
- (9) 当社は、コンテナ予約貨物の取扱いに従事する者に対し教育を実施し、当該教育を受講した者により責任をもって対応すること。 ☐

以上

2026 年      月      日

会 社 名    :

営 業 所 名 :

営業所コード :

氏      名      :

印